

那須烏山市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による健康に係る被害の発生防止等を目的に、気候変動適応法※1 が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）※2 を市町村長が指定できることとなりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設をクーリングシェルターとして指定しております。今後、更なる熱中症予防対策を推進することを目的に、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※1 気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること目的とした法律。

※2 クーリングシェルター…冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報発表時に不特定多数の者へ開放される施設。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク提示
 - (2) 休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
 - (3) 冷房設備の適正な管理
 - (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせ時）

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、熱中症特別警戒情報が栃木県内に発表された際に次の条件を満たすことができる施設とします。
 - (1) 適当な冷房施設を有する施設
 - (2) 3人以上の利用者が休息できる椅子等を設置できる施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒情報運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒情報が発表される期間

(応募期間)

- 5 応募期間は随時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、次年度の施設運用期間の際に指定となる場合があります。

(応募方法)

- 6 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、那須烏山市健康福祉課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 7 提出後の流れは以下のとおりとなります。
- (1) 那須烏山市健康福祉課にて受領
 - (2) 応募内容の審査
 - (3) 市と施設管理者で協定内容の確認及び締結
 - (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
 - (5) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。
- (1) クーリングシェルターマークの配布
 - (2) 熱中症予防に関する啓発資料等の配布
 - (3) 熱中症特別警戒情報の発表情報

(その他)

- 9 公序良俗に反する、取組の主旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

(応募・問合せ先) 〒329-2192

那須烏山市田野倉 85-1

那須烏山市 健康福祉課 健康増進グループ

TEL 0287-88-7115 FAX 0287-88-6069

E-mail kenkohfukushi@city.nasukarasuyama.lg.jp